

3. 植栽工事共通仕様書

目 次

第1章 総 則	3-3
第1節 総 則	3-3
第2章 材 料	3-7
第1節 通 則	3-7
第2節 移植材料	3-7
第3節 樹木材料	3-7
第4節 支柱材料	3-13
第5節 客土用土	3-13
第6節 肥料・土壤改良材・農薬	3-14
第3章 植栽工事	3-15
第1節 植付け	3-15
第2節 施 肥	3-16
第3節 支 柱	3-17
第4節 整姿・剪定	3-17
第4章 移植工事	3-19
第1節 根回しの方法	3-19
第2節 掘取り方法	3-19
第3節 運搬方法	3-19
第5章 養 生	3-21
第1節 灌 水	3-21
第2節 蒸散抑制	3-21
第3節 枝葉剪除	3-21
第4節 幹巻き	3-21
第5節 発根促進剤	3-21
第6節 防風ネット	3-22

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条 適 用

沖縄総合事務局(国土交通省所管)の施行する植栽工事については、土木工事共通仕様書及び沖縄道路緑化技術指針によるほか本仕様書による。

第2条 施工計画書

1. 請負者は、あらかじめ工事実施に必要な施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
この場合次の事項について記載するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 実施工程表
- (3) 現場組職表
- (4) 主要機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法
- (7) 施工管理
- (8) 緊急時の体制
- (9) 交通管理
- (10) 仮設備計画
- (11) その他

2. 施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、そのつど変更に関連するものについて変更計画書を提出しなければならない。

3. 監督職員が特に指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第3条 支給材料及び貸与品

1. 請負者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け常にその残高を明らかにしておかなければならぬ。
2. 請負者は、工事完成時（完成前であっても工事工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならぬ。
3. 貸与建設機械については、別に定める請負工事用建設機械貸与仕様書によるものとする。

第4条 工事現場発生品

工事施工によって生じた現場発生品は、現場発生品調書を作成し、特記仕様書又は監督職員の指定する場所で引き渡さなければならない。

第5条 施工検査

特記仕様書又は、あらかじめ監督職員の指示した箇所など主要な工事段階の区切等には監督職員の検査を受けなければならない。

第6条 規格値

品質及び出来形の規格値は、この仕様書で定めるものの外は別に定める規格値によるものとする。

第7条 工事検査

1. 請負者は、工事の既済部分検査、完成検査にあたっては、現場代理人及び主任技術者が立会いのうえ、検査をうけなければならない。
2. 請負者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処理につき検査職員の指示に従わなければならない。

第8条 施工管理

請負者は、別に定める土木工事施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。

第9条 工事現場管理

1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針（建設省大臣官房技術調査室、昭和57年3月）を参考にし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
2. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設省大臣官房技術参事官通達 昭和52年1月）を参考にして、工事に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
3. 請負者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において、別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起さないように処置しなければならない。
4. 請負者は、工事施行中監督職員および管理者の許可なくして、流水および水陸交通の支障となるような行為、または施工方法をしてはならない。
5. 請負者は、市街地における工事については、市街地土木工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達 昭和60年7月23日付）に準拠して災害の防止に努めなければならない。
6. 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
7. 請負者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
8. 請負者は、火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
9. 請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、あらかじめ監督職員に使用計画を提出しなければならない。
10. 請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する必要のある場合は、板囲、ロー

プ等により囲うとともに、立入禁止の標示をしなければならない。

11. 請負者は、工事現場の一般通行人の見易い場所に工事名、期間、事業主体名、工事請負者名、電話番号及び現場責任者氏名を記入した大型の標示板を設置するものとする。

また、道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と協議するとともに、道路標識令、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）及び維持修理工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局 昭和40年10月）に基づき安全交通について、必要な処置を講じなければならない。

12. 請負者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

第10条 交通安全管理

1. 請負者は、工事用運搬路として道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないよう努めるとともに、特に第三者に損害を与えないように注意しなければならない。
2. 請負者は、ダンプトラック等大型貨物自動車による大量の土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と協議のうえ、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上必要な事項について計画をたて監督職員に提出しなければならない。

第11条 諸法規の遵守

請負者は、工事施工にあたり労働安全衛生法等諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑なる進ちょくを図るとともに、諸法令の運営適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。

第12条 官公庁への手続

1. 工事施工のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として請負者において迅速に処理しなければならない。
2. 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

第13条 休日又は夜間における作業

請負者は、工事実施の都合上休日、又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員に届け出なければならない。

第14条 工事測量

1. 請負者は、工事契約後すみやかに必要な測量を実施し、仮B.M.の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。
なお、仮B.M.を設置するための基準点は監督職員と協議するものとする。
2. 測量標は、位置及び高さの変動のないように適切な保護をしなければならない。
3. 用地幅杭、仮B.M.及び重要な工事用測量標は移設してはならない。ただし、これを存置する

ことが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。

4. 工事に必要な丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識は請負者が設置し、監督職員が指示したものは検査を受けなければならない。

第15条 提出書類

請負者は、別に示す様式により指定期日までに関係の書類を提出しなければならない。

第16条 跡片付け

1. 工事中踏み荒らした付近地は、請負者の責任により処置しなければならない。
2. 跡片付け及び清掃等を工事完成日までに完了しなければならない。

第17条 枯補償

植栽樹木の引渡し後、1年以内に枯死、枝条枯損、樹形不良となった場合は、請負者は監督職員立合のうえ（必要な場合は学識経験者を交えて）調査し、その原因が植栽樹木、ならびに施工技術に起因すると認められるときは、指定期間以内に契約樹木材料と同等又はそれ以上のものを請負者の負担において植えかえるものとする。

第2章 材 料

第1節 通 則

第18条 適 用

1. 工事に使用する材料は、図面または特記仕様書に品質規格を特に明示した場合を除き、この仕様書によらなければならない。ただし、仮設材料および少量の材料については除くものとする。
2. この仕様書に規定されていない材料については、原則としてJIS、又はこれに準ずる品質、規格に適合するものでなければならない。

第19条 材料の見本または資料の提出

特記仕様書及び監督職員の指示により見本又は資料を提出することとしている工事材料は、使用前に見本または資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

第20条 材料の試験および検査

1. 特記仕様書及び監督職員の指示により、試験を行うこととしている工事材料は、使用前にJIS、特記仕様書または監督職員の指示する方法により試験を行わなければならない。
2. 現場搬入時の検査に合格した材料であっても、使用時において、変質または不良品と疑問を持つ材料は試験等を行い合格したものでなければ使用することができない。

第2節 移植材料

第21条 一 般

移植材料は監督職員の指示により請負者が検収し、引き渡し後は請負者の責任で管理施工しなければならない。

第3節 樹木材料

第22条 一 般

工事に使用する納入材料は、各仕様書、設計書により指定された規格寸法があり、品質もよく、工事の目的に合ったものでなければならない。

第23条 樹木寸法

樹木寸法は原則として枝葉を剪除し活着可能な状態で採寸するものとする。

1. 高 木

- (1) 樹高は地際より樹冠の頂端までを示すものとする。ただし、徒長枝は含まないものとする。ヤシ類、ソテツは生長点高を樹高とするものとする。
- (2) 幹周は地際から120cmの部位の幹の周囲長を示すものとする。

120cm点で枝がある場合は、その上部を採寸するものとする。

- (3) 根元周は植付け後の地際の幹周を示すものとする。
- (4) 枝張りは樹冠の水平二方向の平均値を示すものとする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。徒長枝は含まないものとする。
- (5) 枝下高は地際から樹木の樹冠を構成する第1枝の分岐点までの高さを示すものとする。

2. 中木・低木

- (1) 樹高は地際より樹冠の頂端までを示すものとする。
ただし徒長枝は含まないものとする。主幹の明瞭なものは主幹軸先端の芽までとする。
リュウゼツラン・ハマエウ等の茎を形成しないものは上向き葉の葉先までとする。
- (2) 葉張りは樹冠の水平二方向の平均値を示すものとする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。ただし徒長枝は含まないものとする。

3. 株立ち

株立ちが指定された場合は、指定以上の分幹本数を有する株立ち物でなければならない。
なおその場合の幹周は地際から120cmの部位の各分幹周総和の70%の寸法とする。

第24条 樹木規格

1. 樹木規格は特記仕様書によるものとする。ただし植栽時期が適期外等の理由により強剪定を要し指定規格に満たない場合で監督職員が承諾した場合はこの限りではない。
2. 根鉢規格は幹周に合わせて決定する。落葉樹で監督職員の承認を得た場合は振い根としてもよい。

幹 周	鉢 径	並 鉢			貝 尻 鉢		
		鉢 高	皿鉢高	貝尻高	鉢 高	皿鉢高	貝尻高
9未満cm	30.0cm	22.0cm	14.0cm	8.0cm	30.0cm	14.0cm	16.0cm
9以上 12 ヶ	33.0	24.0	16.0	8.0	33.0	16.0	17.0
12 ヶ ~15 ヶ	37.0	27.0	18.0	9.0	35.0	17.0	18.0
15 ヶ ~20 ヶ	45.0	32.0	20.0	12.0	43.0	20.0	23.0
20 ヶ ~30 ヶ	60.0	42.0	27.0	15.0	56.0	26.0	30.0
30 ヶ ~40 ヶ	78.0	53.0	33.0	20.0	73.0	33.0	40.0
40 ヶ ~60 ヶ	106.0	70.0	43.0	27.0	97.0	43.0	54.0
60 ヶ ~90 ヶ	150.0	95.0	58.0	37.0	130.0	58.0	72.0

※一般的には並鉢とするが、深根性のものについては貝尻鉢を適用するものとする。

■ 中・低木根鉢規格表

樹 高	鉢 径	鉢 高
30未満cm	17.0cm	13.0cm
30以上～45〃	18.0	14.0
45〃～60〃	20.0	15.0
60〃～75〃	21.0	15.0
75〃～90〃	23.0	16.0
90〃～120〃	25.0	18.0
120〃～150〃	28.0	19.0
150〃～180〃	31.0	21.0
180〃	33.0	23.0

■ ヤシ類根鉢規格表

根元周	並鉢鉢径	鉢 高
30cm	30cm	35cm
40	40	40
50	50	50
70	70	65
90	90	70

第25条 苗畠検査

植栽樹木の品質、規格について以下の場合は、監督職員の苗畠検査を受けなければならない。

苗畠検査を受けた材料についても再度監督職員の現場検査を受けなければならない。

苗畠検査の要件

- ① 大量に均質な苗木を必要とする場合。
- ② 特殊な樹種で育苗から植栽まで一貫した工程管理が必要な場合。
- ③ 高価、特殊で品質に注意をはらう必要がある場合。
- ④ 活着困難な樹種で、根系の質に注意をはらわなければならない場合。
- ⑤ その他、特に監督職員が苗畠検査を指示した場合。

検査を受けるための抽出

- 上記の①②の場合には地上部20%、地下部3%を抽出し検査を受けなければならない。
- ③の場合は毎木検査を受けなければならない。
 - ④の場合は地上部、地下部とも20%を抽出して検査を受けなければならない。

■ 苗畠検査の合否基準

検査項目	細目	内容	合否基準
苗畠状況	整備	位 置 地 形 土 質	1. 苗畠が過湿地、極端な乾燥地のところでないこと。 2. 苗畠が礫の多く混じる土壤のところでないこと。 3. 苗畠は植栽工事現場に近いこと。
	栽培方法	栽培密度 荒 物 栽培期間	1. 密植栽培で下枝の枯上りが多い苗畠のものでないこと。 2. 原則として山取りの荒物でないこと。ただし、特殊な場合で監督職員が同等以上と認めた場合はこのかぎりではない。 3. 苗畠で少なくとも3ヶ月以上栽培されたものであること。
	特殊栽培		1. 多肥栽培、温室栽培等特殊な栽培方法をとっていないこと。
	管 理	病虫害	1. 病害虫が発生していないこと。 2. 土壤病害が最近発生していないこと。
	樹種	樹種 品種	1. 指定された樹種、品種のものであること。 2. 指定樹種がいくつかの変種や品種を含む総称である場合は、特に指定がなければ一変種一品種にすること。
樹木地上部	樹姿	枝の配置 幹の通直性	1. 樹木本来の基本樹形で水平、垂直面での枝が均衡なものであること。また、不必要に強剪定されたものでないこと。 1. 主幹が地際から先端まで通直で単幹であること。(ただし株立ちは含まない) 2. 円錐形樹形のもので、芯が切られていないこと。
	枝葉	均一性 葉色密度	1. 枝と葉が均一で全体的調和があること。 1. 葉色が健全で、葉がまばらなものでないこと。
		剪定痕	1. 切断された枝の切口が深く腐朽していないこと。
		樹皮	1. 部分的な枯死が幹周の1/4以上のものでないこと。
	病虫害等	病虫害の発生	1. 褐色斑点、黄色斑点、縮葉などの病徵及び穿孔、虫痕、ミノガ、カイガラムシについていないこと。
樹木地下部	根系配置	かたより 大きさ	1. 根は正常な大きさの太根から細根が四方に均一に発生し、細根の量が多いもの。
	鉢	切 口	1. 細根が切口から発生し、ゆ傷組織が発達していること。
		床替え頻度	1. 根の荒いものは床替え移植が行われ、根系の発達が正常であること。

検収終了後の措置

苗畑検収に合格した材料は、生産地、樹種名、規格、寸法、検収日時を明記したラベルを添付し、現場に搬入しなければならない。

第26条 現場検収

植栽材料は工事現場に持ち込んだ後、植付ける前に必ず監督職員による現場検収を受けなければならない。

■ 樹木材料合否基準

検収項目	細目	内容	合否基準
樹木地上部	規格寸法 (高木)	樹高	1. 指定寸法以上でかつ並木方式の統一の必要がある場合は、各樹木間の変動幅は指定寸法の20%以内とする。
		樹周	1. 指定寸法以上とする。
		枝張り	1. 指定寸法以上とする。
		枝下高	1. 指定寸法のものとする。
	規格寸法 (低木)	樹高	1. 指定寸法以上で各樹木間の変動幅は指定寸法の15%以内とする。
		葉張り	1. 指定寸法以上で、各樹木間の変動幅は指定寸法の20%以内とする。
	樹種	樹種・品種・変種	1. 指定された樹種、変種又は品種とする。 2. 指定樹種がいくつかの変種や品種を含む総称である場合は、特に指定がなければ一変種、一品種にすること。
	樹姿	枝の配置	1. 樹木本来の基本樹形であり、垂直面で枝が、均衡なものであること。また不必要に剪定されたものでないこと。
		幹の通直性	1. 主幹が地際まで通直で単幹であるもの。(ただし、株立ちは含まない。) 2. 円錐形樹形樹木は芯が切られていないこと。
枝葉	葉色密度	1. 葉色が健全で、葉色が黄色の強いものでないこと。	
	剪定痕	1. 切断された枝の切口が深く腐朽していないこと。	
	樹皮	1. 部分的な枯死が幹周の1/4以下であること。 2. 移植運搬の際のワイヤー吊り傷のないこと。	
病虫害等	病虫害の発生	1. 褐色斑点、黄色斑点、縮葉などの病徵及び穿孔、虫痕、ミノガ、カイガラムシ等がついていないこと。	
移植・運搬の手当て	枝下し	1. 枝下しは美観を考慮し、必要最小限度に止められていること。また枝下し切口に防腐処理が行われていること。	
	幹巻き	1. 指定されたものは幹巻きが行われていること。	

検査項目	細目	内容	合否基準
樹木		葉のしおれ	1. 葉がしおれ始めていないこと。
		枝・幹の傷、折れ	1. 枝が折れたり幹が裂けたりしていないこと。
		運搬状況	1. 蒸散抑制剤が散布されていること。 2. 現場までの自動車搬入の際、樹木が荷台上でシート、コモなどで覆われていること。
樹木地下部	鉢	大きさ	1. 指定寸法以上あること。
		切口	1. 細根が切口から発生し、ゆ傷組織が発達していること。
		鉢巻き	1. 繩巻きが完全で鉢がこわれたり、鉢土が崩落していないこと。
		鉢型	1. 中・高木の深根性樹木は貝尻鉢、浅根性樹木は並鉢、低木は並鉢又は皿鉢であること。
	振い根	根の配置	1. 落葉樹及び低木の振い根の配置は、地上部に対して十分根が発達していること。

第27条 その他の植物材料

その他の植物材料の品質、規格については、監督職員の現場検査を受けなければならない。

■ 規格と合否基準

名 称	規格と合否基準
1. 日本芝 (ノーリングス)	1. 病害虫の発生や雑草等の混入がなく、茎葉が緊密に繁茂した、優良品を刈込んだものであること。 2. 360×280mmの寸法に調整された土付きのものであること。切取り後、日時が経過せず茎葉に腐れがなく、乾燥していないこと。
2. その他の地被類 1) 改良バミューダ グラス(ティフトン) 2) リュウノヒゲ	1. 1株3芽以上の苗で、雑草等の混入がなく、茎葉の乾燥していないこと。 1. 1株3芽及び5芽の栽培品で、乾燥していないこと。
3. 特殊材料 1) ツル性植物 2) ヤシ類 3) ソテツ	1. 幹の割れや虫害のない優良品であること。 1. 樹高、根元周、玉周が指定寸法以上であること。 1. 株分け後2年以上経過して十分発根していること。
4. 草物 1) 種子 2) 球根 3) 苗	1. 採種後1年以内のもので発芽率80%以上であること。 1. 形のそろった太ぶりの球根で病虫害、外傷がないこと。 1. 株が充実した苗で病虫害、根くずれ、枝折れ、乾燥がないこと。

第4節 支柱材料

第28条 一般

支柱材料は、次のような材料でなければならない。

材 料	規 格 と 合 否 基 準
丸 太	1. 杉・檜丸太は図面に記載された規格をみたし、割れがなく、通直完満、節の高くな いもので防腐処理が施してあること。
鉄 線	1. 亜鉛引鉄線は、錆のない良品を用いること。
竹 材	1. マダケは中央径4cm以上で2~5年生のものとし、変色した古材でないこと。
杉 皮	1. 杉皮は大節・穴・割れ・腐れ等がなく、緊縛りに耐える強度を持ち、損傷及び変色 した古材でないこと。
竹 ぐ し	1. 竹ぐしはモウソウ竹・マダケの新鮮な太い竹を割り調整したものであること。
繩	1. シュロ繩は径3mm以上、ワラ繩は径6~9mmでねじり合せ、均等で十分な引張り強 度であること。
釘	1. 錆のない真直で所定の寸法をもつものであること。

第5節 客土用土

第29条 一般

客土は国頭礫層母材（国頭マージ）、珊瑚石灰岩母材（島尻マージ）とするが、使用にあたっては客土土質検査基準に合致したものでなければならない。

■ 客土の土質検査基準

項 目	客 土 の 適 正 土 質 基 準
土 性	1. 壱土、砂壌土を原則とし、経済的その他のやむをえない場合埴壌土とする。
粒径分布	1. 粘土含量15%以上とし、砂含量20%以上55%以下とする。
構 造	1. 団粒構造が発達したものとする。
水分に関する特性	1. 有効水分（pF1.8~3.0）の保持量70l/m ³ 以上及び飽和透水係数10 ⁻³ cm/sec以上 とする。
化 学 性	1. N、P、K、含量は少なくてもよいが、pHは5~7.5の範囲とする。
夾 雜 物	1. 未熟土、土石礫を含まず土質が均一であること。 2. 未風化塵芥、雑草本根、害虫、幼虫を含まないこと。 3. 土色が均一であること。 4. 油脂、農薬など化学物質の汚染のないもの。

第6節 肥料・土壤改良材・農薬

第30条 肥 料

1. 肥料は植物育成のため土壤または葉面に施用するもので次の規定に合致しなければならない。

(1) たい肥類

有機質素材がよく腐散し、植物の育成上有害ながれき、ビニール等を含まないこと。

(2) 有機質肥料

油かす、魚粉、鶏ふんなどそれぞれ良質の素材で肥料成分の損失がないようにつくられたもので、有害物その他が混入していない乾燥したものであること。

3. 化成肥料

(1) 粒状・固形・結晶などそれぞれの形状を有し、夾雜物の混入していないこと。

(2) それぞれ指定の肥料成分を有し、変質していないこと。

4. 品質規格表示

それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量等の明示があること。

第31条 土壤改良材

粒状・粉状・液状などそれぞれの形状を有し、夾雜物の混入がなく、変質していないものでなければならない。

第32条 農 薬

1. 農薬は病害虫、雑草などの防除ならびに植物の生活機能の増進または抑制、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、次の規定に合致しなければならない。

(1) 農薬は、粉剤・液剤・粒剤などで、それぞれの成分は農林水産大臣指定の規格を有し、農薬取締法第2条による農林水産大臣の登録を受けたものであること。

(2) それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく商標または商品名・種類（成分表）・製造業者名・容量・有効期限が明示されていること。

第3章 植栽工事

第1節 植付け

第33条 高木植付け

1. 植穴

樹木の植穴規格表による。植穴を掘る際に樹木の生育に害のある夾雜物を取り除いて低部を柔らかく耕し、中高に敷きならさなければならない。

2. 植込み

- (1) 植込みは原則として水極めとする。ただし現場の状況、樹種によっては監督職員の承諾を得て土極めで行ってもよい。
- (2) 深植え、浅植えとならないよう植込み前の地際部を確認しなければならない。
- (3) ビニール等の腐食しない根巻き材は必ずとり除かなければならない。

3. 埋戻し

- (1) 水極めの場合、根の水分吸収が不能にならないように埋戻し土を底部に1/2~1/3埋戻した後、水を植穴に注いで根と土を密着するよう棒で十分突き、さらに土と水を注ぎ、順次埋め戻さなければならない。
- (2) 土極めの場合、根の水分吸収が不能にならないように埋戻し、土を棒で十分突き、根と土を密着させなければならない。
- (3) 埋戻し完了後、鉢の外周にそって土を盛り上げ水鉢を作り、灌水を行わなければならない。

■ 植穴規格表（高木）

幹周cm	9未満	9以上 12未満	12以上 15未満	15以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 60未満	60以上 90未満
植穴径cm	70.0	75.0	85.0	100.0	120.0	150.0	200.0	250.0
植穴深さcm	40.0	50.0	60.0	80.0	90.0	100.0	120.0	120.0
掘取量m ³	0.154	0.220	0.340	0.628	1.018	1.767	3.770	5.890

■ 植穴規格表（ヤシ類）

根元周cm	30.0	40.0	50.0	70.0	90.0
植穴径cm	70.0	80.0	100.0	120.0	150.0
植穴深さcm	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
掘取量m ³	0.231	0.301	0.471	0.678	1.060

第34条 中・低木植付け

1. 中・低木の植穴は植穴規格表による。
 - (1) 植込みにあたっては、植栽地をていねいに耕うんし、小石、雑草根、堅密な土壤は取り除かなければならない。
 - (2) 埋込みは、原則として土極めとする。
 - (3) 突込み植、鳥足植にならぬよう丁寧に植付けなければならない。
 - (4) 各種の花色を有する低木は、監督職員と協議して、その配色を考慮して植付けなければならない。
 - (5) 各樹木の大きさ、葉張りの不ぞろいは植付け技術で修正しなければならない。

■ 植穴規格表(中・低木)

樹 高cm	30未満	30以上 45未満	45以上 60未満	60以上 75未満	75以上 90未満	90 以上 120未満	120以上 150未満	150以上 180未満	180以上
植 穴 径cm	40.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0	75.0
植穴深さcm	30.0	30.0	30.0	30.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
掘 取 量m ³	0.038	0.038	0.048	0.059	0.095	0.113	0.133	0.154	0.177

第35条 芝の植付け

1. 芝の植付方法はベタ張の場合は100%張りとし、目地張りの場合はコウライ芝の目地は4cm、野芝の目地は6cmとする。
2. 植付前に地表面の凹凸をならし、表面排水がとれるよう勾配をつけなければならない。
3. 植付後、機械転圧（ローラー）又は土羽板で叩いて土と密着させなければならない。
4. 目土はふるいを通して細土を用い、芝の葉が半分かくれる程度かけなければならない。目地張りの場合は均し目地の凹んだところへかき入れならさなければならない。
5. 平地の場合は原則として目串は使用しないものとする。
6. 傾斜地では芝1枚当たり目串を2本以上打込んで固定しなければならない。

第2節 施 肥

第36条 施肥量と種類

植付け時の施肥量と種類は特記仕様書及び監督職員の指示によるものとする。

第37条 施肥方法

施肥方法は次表によるものとする。なお所定量を塊状にして一ヶ所に集中施肥しないよう充分留意しなければならない。

■ 施肥方法

対象	方法
客土の肥料が極端に少なく、かつ肥料が遅効性である場合及び芝、地被に使用する場合。(芝、地被は客土に混入する、)	埋戻し土壤に混入する方法。
幹周30cm以上の高木に遅効性の発熱しない肥料を置く場合。	植穴の低部に客土と混ぜておき、上に埋戻し土をかぶせ、根鉢を置く方法。
幹周30cm以下の高木、中低木、寄植えなどの場合。	植付後、地表（鉢表面を除く植穴表面に）を耕耘し、肥料を客土と混ぜる方法。
幹周30cm以下の高木、中低木、寄植えなどの場合。	地表にばらまき又はパイルを打ち込む方法。

第3節 支柱

第38条 種類と形状

支柱の種類と形状は図面と特記仕様書及び監督職員の指示によるものとする。

第39条 結束

1. 樹木と支柱の結束には必ず杉皮をあてて樹幹を保護しシュロ繩（3mm以上）割掛とする。
2. 支柱と支柱の結束には釘打ち、鉄線割掛とする。
3. 竹材の場合は、頂端は節止めとし、鋸挽き目入りとして鉄線割掛で結束する。
4. 大径杉丸太を結束する場合は、ボルト止めとする。

第40条 施工

1. 支柱の施工は植付け直後に行わなければならない。やむを得ず植付け直後に施工できない場合は、仮支柱を設け、できるだけ早く本支柱にかえなければならない。
2. ハッ掛け支柱は、根止め杭をうち釘打ち鉄線割掛けとする。
ハッ掛け支柱は、根元を30cm以上埋込み、根止め杭は50cm以上埋め込むものとする。
3. 鳥居型支柱は、横木が道路に平行になるように全ての支柱をそろえ、横木側（背面）が車道側に面するものとする。
4. ヤシ類の場合は、二脚鳥居合掌型で地中の杭基部にネカセを釘打ちあるいはボルト止めのうえ、埋め込むものとする。

第4節 整姿・剪定

第41条 一般

1. 高・中木については懷枝・徒長枝・過密な枝の枝抜きを行う。原則としてブッ切りは行わないものとする。
2. 過剰な蒸散を防止するため、葉量の多すぎる部分は切りすかすか、枝を間引くものとする。

3. 通行障害となる枝、枯死枝、衰弱枝は剪除するものとする。

4. 工事区域全体の樹木のそろい具合を見て、樹高、枝張り、枝下について不ぞろいになつてゐるものがあれば整枝剪定を行ない、切り口は防腐処理を行わなければならぬ。

5. 低木の寄植えについては、形を整えるために剪定を行うものとする。

第4章 移植工事

第1節 根回しの方法

第42条 一般

根回しは下表の適用により、監督職員と協議して溝掘式か断根式で行うものとする。

名 称	適 用
溝 掘 式	老大木等、発根の思わしくない樹木。
断 根 式	浅根性の樹木、若令木。

第2節 掘取り方法

第43条 一般

1. 掘取りを始める前に運搬車の規模、吊り下げ装置規模、樹木の幹容量、鉢容量などから運搬計画を立案し、監督職員と協議しなければならない。
2. 鉢土はできるだけ多くし、根系と密着して緊密な構造としなければならない。
3. 掘取りを始める前に灌水して土にある程度の湿気をもたせ、土の分離、脱落を防止しなければならない。
4. 樹木の活着度及び樹勢に応じ適切な剪除を行うとともに、樹幹を幹巻きするものとする。剪除した切口は防腐処理を行うものとする。
5. 掘取りを始める前に鉢の上面の表土をはいで雑草根を除き、太根を少し露出させて根系の配置を調べ、鉢型を定めて鉢上面をきれいにするものとする。
6. 掘取りにかかる場合は、倒木防止のために仮支柱を設けるものとする。
7. 掘りあげたら土が崩落しないよう根巻きを行うものとする。もし崩落した場合は、崩落部分は別に用意した客土を補って叩きつけながら巻き締めを行うものとする。
8. 中高木の鉢は深根性のものは貝尻鉢、浅根性のものは並鉢とし、低木は並鉢とする。
9. 移植地が遠路離で足場が悪く鉢のくずれるおそれがある場合は、一旦地上に引き上げて根巻きを全部または一部を解いて、鉢の上から底へ、底から上へと巻きからめて鉢を運搬に耐える形にしなければならない。

第3節 運搬方法

第44条 一般

1. 運搬しようとする樹木の重量に見合う能力を持つ運搬器材を準備するものとする。
2. 樹木をクレーンで吊り上げる場合は、ワイヤーで傷つけることのないよう幹巻きの上から杉皮をあて、大径重量木では、さらに小丸太を縦並べで巻き十分保護するものとする。

3. 樹木をコモやシートで枝葉部を被い、風にあてないよう運搬するものとする。
4. 移植の作業は掘取りから植付けまで連続して迅速に行うことが必要で、運搬路と運搬方法を事前に検討し、作業に支障をきたさないように計画しておかなければならぬ。
5. クレーンあるいはトラックを使用できない場合は、人力によって行うが、作業分担を決め安全に留意しなければならない。

第5章 養生

第1節 灌水

第45条 一般

1. 樹木が枯死する恐れがある場合は、必要に応じて灌水を行うものとする。
2. 灌水を行う場合は水鉢を作り、水鉢内に所定量を灌水するものとする。
3. 溝灌水を行う場合は、溝の5m毎に灌水して溝を通水させるものとする。
4. 灌水は原則として7~9時、16~18時の間に行うものとする。

第2節 蒸散抑制

第46条 一般

1. 蒸散抑制剤は植栽後直ちに搬入樹木に散布するものとする。
2. 蒸散抑制剤は規定の濃度を動力噴霧器を使用して葉の表面にむらなく散布するものとする。

第3節 枝葉剪除

第47条 一般

1. 養生のための枝葉剪除は植栽時とその後乾燥のおそれがある場合に行うものとする。

第4節 幹巻き

第48条 一般

1. 高木については原則として幹巻きを行うものとする。
2. 幹巻きはワラ又はコモで隙間なく幹を巻きあげるものを原則とするが、監督職員が承認した場合は緑化テープでもよい。
3. 活着困難なもの、葉が少なく密植仕立ての樹幹が上部にかたよるものについては幹の全部にわたって幹巻きを行うものとする。活着容易なものは枝下の幹について幹巻きを行うものとする。

第5節 発根促進剤

第49条 一般

1. 発根促進剤を使用する場合は根系に十分浸透するように根鉢に規定の濃度をくまなく散布するものとする。

第6節 防風ネット

第50条 一般

1. 活着困難樹種、大径木、貴重樹については冬期に防風ネットを設置するものとする。
2. 季節風や潮風が強く、活着、生長を期待し難いときは防風ネットを設置するものとする。
3. 防風ネットは道路と植ますの構造、樹高、樹冠長を考慮し、監督職員と協議してその型と規格材料を決定しなければならない。特に景観を考慮して異和感の少ない構造、材料としなければならない。
4. 防風ネットは堅牢な構造で、施設により通行者の危険となったり、交通の障害とならないものとしなければならない。